



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

V o l . 1 0 6 2 0 1 3 年 0 9 月 1 9 日

中国商標法改正の要点

中国商標法改正草案は2013年8月30日付に第12回中国人民代表大会常務委員会で可決され、公布されました。2014年5月1日より施行されます。

その改正要点を次の通り、お知らせ致します。

1. 商標法保護範囲の拡大:

改正後の商標法第8条により、商標法の保護客体が音声商標等まで及ぶことと明文規定する。

2. 著名商標の保護:

改正後の商標法第14条により、著名商標の認定は当事者の請求を受けたとき、係る商標案件を処理する際に必要な事実として認定することができることと明文規定する。

製造業者又は経営者は、“著名商標”の語を商品自体、商品包装、容器或いは広告宣伝、展示会及びその他の商業活動において用いることは認められない。改正後の商標法第53条により、上記条項規定に違反した場合、地方工商行政管理部門によって是正を命ずると共に10万元の罰金支払いを科すると明文規定する。

3. 商標の悪意的登録出願/使用に対する制止措置:

商標の悪意的登録出願に対する制止の強化目的により、改正後の第15条には第2項を新たに新設し、「他人が先に使用している同一または類似する商品の商標と同一または類似し、その他人と前項条文以外の契約、業務取引関係またその他の関係でその他人の商標が存在していることを知っており、その他人によって異議申立を受けた場合、登録することができない。」と明文規定する。

又、改正後の商標法第7条により、商標の登録出願及び使用は誠実且つ信用の原則に従うべきと明文規定する。

4. 商標異議申立手続の整合性:

改正後の商標法第33条により、本法第13条第2項及び第3項、第15条、第16条第1項、第30条、第31条、第32条の規定に違反すると先行権利者ま

たは利害関係人が判断した場合、異議を申立することができる。本法第10条、第11条、第12条の規定に違反した場合、何人も商標局に異議を申立することができる」と明文規定する。

被異議人は異議審決に不服であるとき、再審査請求を始め最終的には人民法院へ訴訟を提起することができる。異議申立人は異議審決に不服であっても再審査請求が認められない。被異議商標が登録許可されてから商標評審委員会に対し、該商標の無効審判を請求することとなる。

異議申立の再審査請求を行う過程において係る先行権利の確定が別途案件の審決裁定を根拠にしなければならない場合、その再審査請求の審査を中止することができる。

5. 商標無効宣告裁定手続の整合性:

改正後の商標法第44条により、本法第10条、第11条、第12条の規定に違反する場合、または欺瞞的手段やその他の不正な手段によって登録権を取得した場合、商標局は該当登録商標に対して無効宣告裁定を下すことができる。又、何人も期間制限を受けずに商標評審委員会に対し、登録商標の無効審判を請求することができる」と明文規定する。

改正後の商標法第45条により、本法第13条第2項及び第3項、第15条、第16条第1項、第30条、第31条、第32条の規定に違反した場合、先行権利者または利害関係人は商標登録日から5年以内に商標評審委員会に対し、登録商標の無効審判を請求することができる。悪意的な商標登録について、著名商標の所有者はその5年間の制限を受けないと明文規定する。

商標無効宣告の裁定を行う過程において係る先行権利の確定が別途案件の審決裁定を根拠にしなければならない場合、その商標無効宣告裁定の審査を中止することができる。

商標登録の無効宣告を裁定した効力は、明らかに公平性に欠けている場合でない限り、遡及力を有しないものとする。

6. 商標登録出願手続の整合性:

- ① 改正後の商標法第22条により、1商標多区分の登録出願が認められる。又、出願手続を電子方式で行うことができると明文規定する。
- ② 改正後の商標法第29条により、《審査意見書》の制度を施行し、出願人に対して説明または補正を要請することができる」と明文規定する。
- ③ 改正後の商標法第40条により、存続期間満了前12ヵ月以内に更新出願を行わなければならない」と明文規定する。(現行法は存続期間満了前6ヵ月以内である)

7. 商標の使用及び取消の明確化:

改正後の商標法第48条により、商標の使用とは、「商品の出所の識別に用いる行為」でなければならないとして明確に規定する。

改正後の商標法第49条により、登録商標がその指定商品の一般名称となったとき、或いは継続して3年間使用しない場合、第三者から商標局に当該商標の取消を請求することができる」と明文規定する。

8. 法定審査期間の明文制限:

* 登録出願から公告決定迄の審査期間 → 9ヵ月以内 (延期可能期間: なし)

- * 拒絶通知の再審査請求の審査期間 → 9ヵ月以内（延長可能期間：3ヵ月）
- * 異議申立の審査期間 → 12ヵ月以内（延長可能期間：6ヵ月）
- * 異議申立の再審査請求の審査期間 → 12ヵ月以内（延長可能期間：6ヵ月）
- * 新設第44条の商標無効宣告裁定の審査期間 → 9ヵ月以内（延長可能期間：3ヵ月）
- * 新設第44条の商標無効宣告裁定の再審査請求の審査期間 → 9ヵ月以内
（延長可能期間：3ヵ月）
- * 新設第45条の商標無効宣告審判請求の審査期間 → 12ヵ月以内
（延長可能期間：6ヵ月）
- * 商標取消請求の審査期間 → 9ヵ月以内（延長可能期間：3ヵ月）
- * 商標取消請求の再審査請求の審査期間 → 9ヵ月以内（延長可能期間：3ヵ月）

9. 商標権保護の強化：

- ① 改正後の商標法第57条により、商標権侵害の行為について、「他人の商標専用権への故意的侵害行為に係る便宜を提供し、他人の商標専用権への侵害実行を幫助する行為は、登録商標の侵害に該当する」と明文規定する。
- ② 改正後の商標法第58条により、他人の登録商標または未登録の著名商標を企業名称に用いてはならないと明文規定する。
- ③ 改正後の商標法第59条により、登録商標において指定商品を表す一般名称、図形、規格、または商品の質量、主要原料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接に表し、或いは地名を含む場合、該当登録商標の権利者は他人の正当使用を禁止することができないとして、商標の正当使用に関する概念を明文規定する。
- ④ 改正後の商標法第59条により、商標権利者が登録出願前に、他人が既に同一または類似する商品を該登録商標と同一または類似する商標について使用し、且つ一定の影響力を有している場合、該当商標権利者が該先行使用者の原使用範囲内での商標継続使用を禁止する権利はないが、適当な区別標識を表示するよう求めることができると明文規定する。
- ⑤ 改正後の商標法第60条により、5年以内に2回以上の商標権侵害行為を実行し、またはその他の重大な情状がある場合、より嚴重に処罰しなければならないと明文規定する。
- ⑥ 改正後の商標法第62条により、商標権侵害案件を調査する過程で、その商標権が審判請求中または権利者が人民法院に商標権侵害の訴訟を同時に提訴中であれば、工商行政管理部門は侵害案件の調査を中止することができるものと明文規定する。
- ⑦ 改正後の商標法第63条により、商標侵害の賠償金額について、商標権の侵害行為によって商標権者が実質に受けた損失で確定する。確定し難い場合、商標の権利侵害人が商標権の侵害行為によって得た利益で確定することができる。商標権者の損失または商標の権利侵害人の利益が確定し難い場合、該当商標の許可許諾に係る費用の倍数によって合理的に確定する。悪意的な商標権への侵害行為の状況が重大である場合、前記方法によって確定した金額の一倍以上三倍以下の金額で賠償を確定することができるものと明文規定する。
商標権者が商標権の侵害行為によって実際に受けた損失、商標の権利侵害人が商標権への侵害行為によって得た利益、登録商標の使用許諾

に係る費用、これらが確定し難い場合、人民法院は商標権の侵害行為の状況により、300万元以下の賠償額支払い判決を下すこととなる。賠償請求時、提訴された権利侵害人が商標不使用を主張した場合、人民法院は商標権利者に前3年間内の使用証拠提示を求めることができる。使用証拠が提示できないとき、または商標権の侵害行為によって受けた損失について立証できない場合、商標の権利侵害人は賠償責任を負わないこととなる。

10. 商標代理人の活動規制：

① 改正後の商標法第19条により、商標の代理人事務所は代理行為におい

て誠実且つ信用の原則に従うべきであり、法律を遵守し、代理範囲を超えてはならない。依頼人の商業秘密を守らなければならないと明文規定する。

登録出願を行う商標が中国商標法の登録要件に満たない可能性がある場合、依頼人に明確に告知をしなければならない。

登録出願を行う商標が中国商標法改正後の第15条、第32条規定に該当すると知っていながら、該当商標の登録出願の委任代理を受理してはならない。

商標の代理サービス以外、その他の商標登録出願を行ってはならない。

② 改正後の商標法第68条により、商標代理人に下記の事情に該当するとき、工商行政管理部門から法定期限内に是正をするよう通告し、警告且つ該当代理人事務所及び責任者に対して罰金を命じる。又、信用ファイルに記録し、直ちに商標局、商標評審委員会への代理申請業務の受理の中止を決定し、公告できると明文規定する。

I 係る法律書類、印鑑、署名の偽造、変造または偽造使用、変造使用。

II 他の代理人に対する誹謗またはその他の不当な手段によって代理業界の秩序を乱す。

III 本法第19条第3項、第4項の規定に違反する。

誠実且つ信用の原則に違反し、依頼人の合法的利益に侵害した場合、民事責任を負わなければならない、且つ商標代理機構によって懲戒を与える。

(情報提供：CCPIT)